

政策決定会議概要（10月18日開催分）

日時 令和5年10月18日（水曜日）9時15分～9時30分
場所 市役所本館2階 会議室

【案件】「箕面市手話言語条例」及び「箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例」の制定について

出席者

委員 市長、副市長、市政統括監
担当部 健康福祉部長、担当副部長、障害福祉室長
事務局 市政統括政策推進室職員

確認事項

- ・条例（案）について

結論

- ・原案を了とし、令和5年箕面市議会第4回定例会に条例案を提出すること。

質疑・意見等

Q:素案に対して、パブリックコメントではどのような意見が提出されたか。
また何件の意見が寄せられたか。

A:計12件の意見があった。

内容は大きく3点となっており、「障害者団体が主催する行事への意思疎通支援者の配置支援について、条例の文言修正により、市は責任をもって最大限の支援を行う姿勢を示してほしい」、「視覚障害者が代読・代筆支援を利用できるようにしてほしい」、「条例の施行によって、音訳ボランティア活動の実施責任や依頼方法などがどのように変わるのか」であった。

Q: パブリックコメントでの意見を受けてどのように対応していくのか。

A: いただいた意見については、9月22日開催の市障害者市民施策推進協議会・条例部会等において、以下のとおり市の考えかたを説明し理解を得たところであり、今後必要な対応を進めるとともに、原案のとおり条例案を提出する。

- ・条例の文言修正意見については、原案において、必要な内容を規定済みであるため、修正は行わない。

なお、障害者団体については、構成員自身が意思疎通支援を必要とする場合が多いことから、支援の重要性は認識しており、当該行事等が障害者の社会参加の促進に資すると判断した場合は、意思疎通支援者の配置支援を行う考えであり、条例制定後も、条例部会において取組の進捗等

について意見交換を行う。

- 代読・代筆支援は、家事支援を行うホームヘルプサービス等の一環として利用いただけるため、その周知を行う。
- 音訳を含む意思疎通支援は、さまざまな実施形態があるため、今後必要な検討を行う。

Q:今後のスケジュールは。

A:第4回定例会に議案提出し、令和6年1月1日の施行をめざす。

施行後は、広報紙掲載等を含め、市障害者市民施策推進協議会条例部会等の協力を得て、広く周知を進める。

以上